

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科転専攻に関する申合せ

〔平成23年2月25日〕
〔連合農学研究科要項等第2号〕

連合農学研究科における転専攻等の手続きについては、次の各号に定めるところによる。

1. 転専攻に関する手続について

- (1) 転専攻を希望する学生は、転専攻を希望する日の2ヶ月前までに、転専攻願（別紙様式）を研究科長へ提出するものとする。なお、転専攻願の提出にあたり、現主指導教員及び受入れ主指導教員の承諾を得ておくこと。
- (2) 研究科長は、現在籍専攻長及び受入れ専攻長と協議を行い、研究科委員会で審議のうえ、転専攻を許可するものとする。

2. 転専攻できる要件について

- (1) 原則として進級時に限る。ただし、修了に必要な単位を取得済の場合は学期の始めに行うこともできる。
- (2) 受入れ専攻において研究指導上受入れが可能であること。
- (3) 当該学生の入学試験の成績が、受入れ専攻の入学者選抜試験でも合格しうる水準であること。
受入れ専攻は適性を調べるため、必要があると認めたときは口頭試問を行うことができる。

3. 取得単位について

- (1) 転専攻前に取得した専攻科目の単位は、それが転専攻先の同等の科目に読替が可能と受入れ専攻長及び受入れ主指導教員が認める場合は、修了に必要な単位として認めることができる。

附 則

この申合せは、平成23年2月25日から施行し、平成23年2月1日から適用する。

転専攻願

年 月 日

鳥取大学大学院連合農学研究科長 殿

入学年月

専攻

氏名

印

下記のとおり転専攻したいので、ご許可願います。

記

1. 希望する専攻及び連合講座

2. 転専攻年月日 年 月 日

3. 転専攻を希望する理由

4. 現在の主指導教員 _____ 承認印

5. 受入れ主指導教員 _____ 承認印

転専攻後の指導体制（受入れ主指導教員が記載）

第1副指導教員（所属大学） _____（ _____ 大学）

第2副指導教員（所属大学） _____（ _____ 大学）

補助教員（所属大学） _____（ _____ 大学）